

**福岡都市圏南部工場
廃棄物（ごみ）受入基準**

平成 28 年 4 月

福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

I 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 搬入対象物	1
4 搬入条件	1
5 搬入注意事項	1
6 その他	2
II 搬入条件	2
III 廃棄物種別搬入条件表	3
IV 搬入禁止物	13
V 改定履歴	15

I 総 則

1 目 的

この受入基準は、福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町（以下「関係市町」という。）の区域内で発生した廃棄物（ごみ）を、福岡都市圏南部工場（以下「本施設」という。）へ、住民及び事業者が自ら搬入する場合（以下「自己搬入」という。）について、廃棄物の受入の適正化を図るために必要な事項を定める。

2 用語の定義

この受入基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び条例の例による。

3 搬入対象物

可燃性一般廃棄物とし、「Ⅳ 搬入禁止物」以外のごみを受け入れるものとする。

4 搬入条件

本施設への搬入に関する基本的条件は「Ⅱ 搬入条件」のとおりとし、廃棄物の種類毎の搬入条件については「Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表」のとおりとする。

5 搬入注意事項

- (1) 搬入受付時間：午前8時30分から午後4時まで（休み：日曜日及び1月1日から1月3日まで、並びにプラント点検のための運転停止期間）
- (2) 搬入車両がトラック等で覆いの無い場合には、ごみ等が飛散、落下しないように措置を講ずること。
- (3) 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。
- (4) 施設内においては、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 搬入物が確認できない場合は、原則として袋や箱等を開封して確認するので協力すること。
- (6) 不適正搬入防止のため、持込ごみの全てを確認する全量検査を実施する。
一定時間を要することを含め、検査に協力すること。
- (7) フレコンバッグにより搬入したごみは、開封するか破袋して投入すること。
- (8) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、搬入者にごみの持ち帰り、搬入停止その他必要な指示をする。
 - ① ごみの発生場所が関係市町の区域以外であることが判明した場合。
(ただし、本組合が受託契約した市町村で所定の手続きを得て搬入したものを除く。)
 - ② 搬入対象物以外のものを搬入しようとした場合。
 - ③ 搬入物の中に搬入対象物以外のものを混在して搬入しようとした場合。
 - ④ 搬入の承認を受けずに搬入しようとした場合。

- ⑤ 搬入物を偽って搬入しようとした場合。
- ⑥ その他，施設管理者の指示に従わなかった場合。

6 その他

その他，受入基準に定めのない必要な事項については，施設管理者が別に定める。

II 搬入条件

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<ul style="list-style-type: none">① 火格子式焼却炉にて焼却する。② 家具等の破碎を目的とする回転式破碎機を併設する。	<ul style="list-style-type: none">① 可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみ ただし，関係市町の施設で受入可能な剪定枝葉は除く。② 廃棄物の長辺寸法は2 m以内とする。③ また，焼却能力によるカロリー制限のため，紙より高カロリーの廃棄物（樹脂類）については，1日の最大搬入量は0.3トンとする。	<ul style="list-style-type: none">① 結束されている廃棄物やダンボール箱等に詰めて梱包された廃棄物は，原則として開梱して搬入すること。② 事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は，種類の異なるごみを搬入する場合及び1日に複数回搬入する場合を含め，8トン以下とする。③ 1回当たりの最大搬入量は4トンを限度とする。

Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表

表中、受入トン数（数量）は1社（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入トン数	
木・竹くず	木製家具類 （廃木材）	タンス，テーブル机，キャビネット 本棚 サイドボード 食器棚 椅子，本立		2 m以下× 1 m以下× 0.7m以下	木製であること。 [補足説明] ①金属がほとんどないもの。 （釘・取手程度は受入可） ②ガラス・鏡を取り除いたもの。	2
	看板（廃木材）			2 m以下× 1 m以下	木製であること。 金属がついてないもの。	2
	木製建具			2 m以下× 1 m以下× 0.7m以下	ガラスを除去する。	2
	生木・剪定樹木 （関係市町の施設 で受入可能なものを除く。）			2 m以下	枯れ木（直径 25cm 以下のもの）， 枯れ枝，枯れ葉。	2
					毒性がある樹木（キョウチクトウ・アセビ等）で直径 15cm 以下のもの。	2
	竹・わら つる・苗			2 m以下	土砂等を除去する。	2
	シュロ・ソテツ			2 m以下	土砂等を除去する。 直径 25cm 以下のもの。	2
草	草 生花		2 m以下	土砂等を除去する。	4	

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入 トン数
木・竹くず	廃木材	角材 板材 型枠材 コンパネ 枕木 木杭 丸太	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業に係るものは、産業廃棄物のため受入不可。貨物流通のために使用したパレット等も不可。	2 m以下× 1 m以下× 25 cm以下 (厚み 25 cm以下)	廃木材のリサイクルに適さないもの。	2
	その他	ボート、ヨット	同 上	2 m以下× 2 m以下× 0.7m以下		1

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入 トン数
紙くず類	紙類	本 雑誌 電話帳 書類 段ボール	建設業（工作物の新築，改築または除去に伴って生じたものに限る。），パルプ，紙，紙加工品製造業，新聞業，出版業，製本業，印刷物加工業に係るものは産業廃棄物のため受入不可。	原則として，禁忌品，濡れている等でリサイクルに適さないもの。 ※禁忌品とは，紙の原料にならないものや，障害になるものが含まれているため，リサイクルできないもの。工場では，搬入者の了解を得たうえで，搬入された紙類（禁忌品を除く）を古紙として再利用する場合がある。	8

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入 トン数	
繊維くず類	カーペット (じゅうたん)			広げた大きさを 2 m以下× 2 m以下	ホットカーペットを含む。 コード類は除去する。	2
	布・繊維くず	カーテン等	建設業(工作物の新築, 改築または除去に伴って生じたものに限る。)に係るものは産業廃棄物のため受入不可。また, 衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から出るものも不可。			1
	布団・毛布				電気毛布を含む。 コード類は除去する。	1
	畳				半分に切断すること。	1
	皮革	ベルト				1
	モップ					1
	マットレス ソファ ベッド類				2 m以下× 1 m以下× 0.7m以下	スプリングがないもの。 2

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入 トン数
厨芥・動植物性残さ類	固形食品類	肉, 野菜, 菓子 ラーメン, 果実, おから, 骨, 卵, 卵の殻, 缶詰 瓶詰の中身 アイスクリーム	食料品製造業, 医薬 品製造業, 香料製造 業で原料として使 用した動物や植物 に係わる不要物に ついては, 産業廃棄 物のため受入不可 (魚市場, 飲食店等 から排出されるも のは受入可)。	プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。	2
	魚貝類		同 上	プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。 臭気を発しないようにする。	0.3
	種・苗			プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。	2
	ペットフード			プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。	2
	海藻・藻類			土砂等の付着していないもの。	2
	液状, ペースト状 食品類	ソース, 醤油 ジュース マーガリン ヨーグルト バター ケチャップ マヨネーズ			内部がアルミコーティングされている もの。 プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。 上記以外のもの。 プラスチック・紙等の 50kg 以下の 可燃性容器詰め。

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入 トン数
厨芥・動植物性残さ類	粉状食品	砂糖, 小麦粉		プラスチック・紙等の 50kg 以下の可燃性容器詰め。	1
	配合飼料			プラスチック・紙等の 50kg 以下の可燃性容器詰め。	1
	食用油		産業廃棄物のため受入不可。	ウェス・紙類に含ませたもの（液状のままでは受入できない）。	0.3

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入 トン数
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	ネット・人工芝 ビニールシート		産業廃棄物のため 受入不可。	3 m以下× 3 m以下 ロール持込の場合 2 m以下× 直径 25cm 以下	ワイヤー付きは不可。	0.3
	家具・建具		同 上	2 m以下× 1 m以下× 0.7m以下	ウォーターベッドは水を除去する。	0.3
	看板・ブラインド		同 上	2 m以下× 1.5m以下		0.3
	大型ホース類		同 上	2 m以下	鋼線の無いもの（高圧ホースも含む）。 金具は除去する。	0.3
	塩ビパイプ等		同 上	2 m以下× 直径 15cm 以下		0.3
	記憶媒体	フィルム ビデオテープ カセットテープ レコード レーザーディスク FD, CD, MO MD, DVD	同 上			0.3
	車のバンパー		同 上	2 m以下	プラスチック樹脂製のもの。（取付金具を 取外したもの。） 繊維強化プラスチック（FRP）は不可。	0.3
	トナーカートリッジ （インクパッド含む）		同 上		メーカー・販売店回収（リサイクル） を原則とする。リサイクルできないも ののみ受入。	0.3

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入 トン数
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	使い捨てライター		産業廃棄物のため 受入不可。		中身を使い切ったもの、もしくはガスを抜いたもの。	0.3
	雑貨類	装飾品、食器 壺、本立 ポリバケツ ヘルメット ゴム靴 スキー靴等	同 上			0.3
	容器類	ペットボトル	同 上			0.3
	その他の プラスチック類	波状板 オイルフェンス 発泡スチロール ボート 浴槽 釣り竿	同 上	2 m以下× 1 m以下	波状板はガラス繊維が入っていないもの。	0.3

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入 トン数
罹災 ごみ	可燃物			2 m以下× 1 m以下× 直径 25cm 以下	火災の場合は完全に消火がなされていること。 4 トン未満の車両にて搬入する。 また、不燃物と可燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行う。	—
	化粧品及び 化粧品容器				容器が可燃性のもの。	1
その他	洗剤	粉末・液体・固体			容器が可燃性のもの。	0.3
	ワックス	固形・液体			液体はウェス，紙類に含ませたもの。	0.3
	保冷剤	液状(ゲル)			容器が可燃性のもの。	0.3
	動物の糞		畜産農業に係るものは、産業廃棄物のため受入不可。		乾燥させ，プラスチック・紙等の 50kg 以下の可燃性容器詰め。	0.3
	肥料 堆肥(コンポスト)				飛散防止のため，プラスチック・紙等の 50kg 以下の可燃性容器詰め。	0.3
	オイルフィルター				金属を分離したもの。	5 個
	燃えがら・炭		産業廃棄物のため受入不可。	2 m以下× 1 m以下× 直径 25cm 以下	可燃物で完全に消火されているもの。	0.3
	神具・仏具類	仏壇			可燃性のもの。(原型を留めないように処理して搬入する。)	4
	乾燥剤	シリカゲル			可燃性容器に入れて搬入する。	0.3

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入 トン数
その他	非感染性医療廃棄物 （医療関係機関等から廃棄される非感染性の医療廃棄物） 《医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所・血液センター含む）、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療所、医学・歯学・薬学・獣医学に係る試験研究機関をいう。》			1 m以下× 1 m以下	可燃物（紙・繊維等）。 管理責任者押印の非感染性証明詳細リストが必要。 プラスチックは搬入禁止。	2
	タイヤ （普通車等車両用、原動機付き自転車、二輪車のタイヤは搬入禁止）	自転車 リヤカー 一輪車	産業廃棄物のため 受入不可（廃プラ）。		タイヤのみ（金属製ホイールのついたものは受入禁止）。 自動車（自動二輪車含む。）農耕用車両・重機などのタイヤは受入禁止。	0.05

IV 搬入禁止物

1 搬入禁止物の概要

- (1) 一般廃棄物のうち不燃性のもの。
- (2) 関係市町が適正処理困難物として指定したもの。
- (3) 有害性のもの。
- (4) 危険性のあるもの。
- (5) 引火性のあるもの。
- (6) 著しく悪臭を発するもの。
- (7) 原則として液状のもの。
- (8) 「Ⅱ 搬入条件」, 「Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表」に適合せず, 本施設で処理できないもの。
- (9) 特別管理一般廃棄物
- (10) 産業廃棄物
- (11) 特別管理産業廃棄物

2 搬入禁止物

区分	細区分	指導等
一般廃棄物のうち不燃性のもの	法第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、不燃性ごみ及び不燃性粗大ごみ	関係市町処理施設の紹介
	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機（特定家庭用機器再商品化法の対象機器）	販売店引取
	パソコン（資源有効利用促進法の対象機器）	メーカー引取
爆発物、自然発火物	爆発物（液化石油ガス、プロパン、ブタン、アセチレン、ガソリン、灯油等）	販売店引取
	自然発火物（マッチ・花火等）	自己処理
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	毒物、劇物	自己処理
	農薬、殺虫剤（白蟻駆除剤等）	完全使用
塗料 シンナー	ハクリ剤等 インク トナー	完全使用
塩		自己処理
その他	処理施設を損なう恐れのあるもの	
特別管理一般廃棄物	法第2条第3項に規定する一般廃棄物	
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる事業活動に伴うもの 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳滓、がれき類、 煤じん ・特定の事業活動に伴うもの 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、 動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 	産業廃棄物処理業者の紹介 (福岡県、福岡市のホームページ等)
特別管理産業廃棄物	法第2条第5項に規定する産業廃棄物	

V 改定履歴

制定 平成 27 年 8 月 26 日

改定 平成 28 年 4 月 1 日